

指定特定非営利活動法人指定申出書

令和7年3月31日 神奈川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒253-0088 神奈川県茅ヶ崎市みずき四丁目6番3号 電話（080）5914-9649 FAX（ ） -
	（フリガナ）	エヌピーオーハウジン ショウナンフィルハーモニーカンゲンガクダン
	法人の名称	NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
	（フリガナ）	サトウ マサヤ
	代表者の氏名	佐藤 正也
	設立年月日	2011（平成24）年 11 月 5 日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 年 月 日
	事業年度	4月1日 から 3月31日 まで

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

（特定非営利活動に係る事業）

1. 演奏活動事業
2. 音楽に関する生涯学習事業
3. 音楽愛好者の層を広げるための支援事業
4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（その他の事業）

なし

県内における特定非営利活動を行う地域

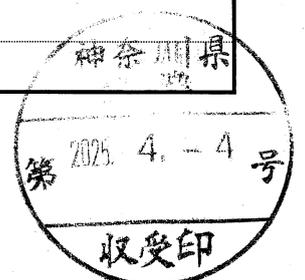
茅ヶ崎市

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項

なし



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団		実績判定期間	2022年4月1日～2024年3月31日		
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。						チェック欄 ○
特定非営利活動法人の活動地域						
	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
判定の対象となる各事業年度	2022年4月1日から	2023年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	2024年4月1日から
	2023年3月31日まで	2024年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	2025年3月31日まで
県内で活動する特定非営利活動法人である。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
活 動 地 域	茅ヶ崎市	同左				同左
備 考	特定非営利活動事業 ①演奏活動事業 ②音楽に関する生涯学習事業 ③音楽愛好者の層を広げるための支援事業 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業 その他事業 なし	同左				同左

b 判断基準 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
		演奏活動事業	75.2%

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
		%	

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
県内の活動地域における事業の活動の実績	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無

② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ
---	--

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
支持されている実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (住民等)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (住民等)	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (住民等)

② 実績の内容

支持されている実績	実 績 の 内 容 等
地域の住民等から支持を受けている実績	[内 容] 寄附の実績 実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上である
	[期間等] 2022年4月1日～現在まで

指定要件チェック表（第2表）付表2（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団	実績判定期間	2022年4月1日から2024年3月31日まで
-----	----------------------	--------	-------------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること。

チェック欄
○

【留意事項】

- 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 会費（対価性が認められないものは除く）は寄附金には含まれません。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
年1,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては名称）及びその住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- 会費（対価性が認められないものは除く）は寄附金から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年1,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年1,000円以上の寄附者の数（※）	①	②	③	④	⑤	合計	
				人	人		A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	

実績判定期間の年1,000円以上の寄附者数(※)	A		× 12		=		≥ 100人
実績判定期間の月数			B				

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団	実績判定期間	2022年4月1日から2024年3月31日まで
-----	-----------------------	--------	-------------------------

チェック欄

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(ア) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (d÷a)
		a	b	c	d	e
①	2022年4月1日から2023年3月31日まで	9人	0人	0%	0人	0%
②	2023年4月1日から2024年3月31日まで	8人	0人	0%	0人	0%
③	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
④	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
⑤	年月日から年月日まで	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		7人	0人	0%	0人	0%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第29条に各正会員の表決権は、平等なるものとする規定	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ					
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ

（備考） 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

法人名	NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	随時	7年
現金出納帳	装丁帳簿	随時	7年
仕訳帳	装丁帳簿	随時	7年
入金・出金伝票	バインダー	随時	7年
請求書・領収書綴り	バインダー	随時	7年
領収書(控)	バインダー	随時	7年
寄付者名簿	バインダー	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・ <input type="checkbox"/> 無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法人名	NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
-----	-----------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外のもので「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他手当の区分	支給期間等	支給金額
なし					円

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	2022年4月1日 ～ 2025年3月 日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
0人	0円	

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
公益財団法人 日本補助犬協会	横浜市旭区矢指町 1654-1	153,000円	2023年3月 14日	音楽愛好者の層を 広げるための支援 事業
神奈川県立 秦野高等学校	秦野市下大槻 113	コントラバス (17.5万円相 当) ヴァイオリン 2台・ヴィオラ 1台(25万円 相当)	2023年1月 18日 2023年3月 6日	音楽愛好者の層を 広げるための支援 事業
公益財団法人 日本補助犬協会	横浜市旭区矢指町 1654-1	143,000円	2024年3月 15日	音楽愛好者の層を 広げるための支援 事業
神奈川県立 秦野高等学校	秦野市下大槻 113	25万円相当の 弦楽器 (チェロ 1 セット)	2024年3月 8日	音楽愛好者の層を 広げるための支援 事業

指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団	実績判定期間	2022年4月1日～2024年3月31日
(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。			チェック欄 ○
ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類 カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類			

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）		
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (7) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 (4) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (7) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(4)に掲げる事項を除く。） (4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）		
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

チェック欄
○

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに掲げる事項を除く。）
 - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
- オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
 （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。）

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （(⑥×12) ÷ ⑦ < 300万円）	小規模法人の適用 はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	--

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額（※⑥）	円
------------	---

① から⑤までの合計月数（※⑦）	月
------------------	---

年総収入額（⑥ × 12 ÷ ⑦ < 300万円）	円
---------------------------	---

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同意	
		<input checked="" type="checkbox"/> する	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄 ○										
<p>各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">①</td> <td style="width: 20%;">②</td> <td style="width: 20%;">③</td> <td style="width: 20%;">④</td> <td style="width: 20%;">⑤</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>		①	②	③	④	⑤	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
①	②	③	④	⑤							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄 ○												
<p>法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">①</td> <td style="width: 16.6%;">②</td> <td style="width: 16.6%;">③</td> <td style="width: 16.6%;">④</td> <td style="width: 16.6%;">⑤</td> <td style="width: 16.6%;">申出日の属する事業年度</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>		①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄 ○				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">4月 1日 ~ 3月 31日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 24年 11月 5日</td> </tr> </table>		事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	設立年月日	平成 24年 11月 5日
事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	設立年月日	平成 24年 11月 5日		

欠格事由チェック表

法人名	NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有・ <input type="checkbox"/> 無
(2)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有・ <input type="checkbox"/> 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有・ <input type="checkbox"/> 無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

(備考) 上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和7年3月31日

所在地 神奈川県茅ヶ崎市みずき四丁目6番3号

法人の名称 NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

代表者の氏名 佐藤 正也

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
-------	----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
演奏活動事業	第43回～第47回コンサート	2024.4～2029.3	茅ヶ崎市民文化会館	80人～85人	一般市民 1,181人～1,381人	11,869,000円
演奏活動事業	アンサンブル発表会	2024.4～2029.3	茅ヶ崎市民文化会館	30人	一般市民 50人	250,000円
音楽に関する生涯学習事業	第6期及び第7期ヴァイオリン教室	2024.4～2029.3	茅ヶ崎市民文化会館	6人	一般市民 12人	2,592,000円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
スルガ銀行茅ヶ崎支店	
ゆうちょ銀行〇二九店	

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団（英文名：NPO Shonan Philharmonic Orchestra）と称する。なお旧称“CAG”も併用する。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 この法人は、年齢・性別・居住地域などの枠を超え広く一般市民に対して、アマチュアオーケストラとしての演奏活動や音楽に関する生涯学習を提供する事業及び音楽愛好者を増やす事業を行うことにより、文化・芸術活動の振興に寄与することを目的とする。

[特定非営利活動の種類]

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

[事業の種類]

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①演奏活動事業
 - ②音楽に関する生涯学習事業
 - ③音楽愛好者の層を広げるための支援事業
 - ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

[種別]

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

[入会]

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

[入会金及び会費]

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

[会員の資格の喪失]

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

[退会]

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

[除名]

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき。

[抛出金品の不返還]

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

[種別及び定数]

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以下

(2) 監事1人以上3人以下

2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

[選任等]

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

[職務]

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

[任期等]

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

[欠員補充]

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

[解任]

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

[報酬等]

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

[職員]

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

[種別]

第 21 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

[総会の構成]

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

[総会の権能]

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 役員の選任等に関する事項

(6) 入会金及び会費に関する事項

(7) 長期借入金に関する事項

(8) 事務局の組織等に関する事項

(9) その他この法人の運営に関する重要事項

[総会の開催]

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

[総会の招集]

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

[総会の議長]

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

[総会の定足数]

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

[総会の議決]

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[総会の表決権等]

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

[総会の議事録]

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

[理事会の構成]

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

[理事会の権能]

第 32 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

[理事会の開催]

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

[理事会の招集]

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

[理事会の議長]

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

[理事会の定足数]

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

[理事会の議決]

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[理事会の表決権等]

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

[理事会の議事録]

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

〔資産の区分〕

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

〔資産の管理〕

第 42 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

〔会計の区分〕

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

〔事業年度〕

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

〔事業計画及び予算〕

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〔事業報告及び決算〕

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を受け、その年度終了後 3 カ月以内に総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔長期借入金〕

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

〔解散〕

第51条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

〔合併〕

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告

〔公告の方法〕

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

〔細則〕

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 佐藤 正也
副理事長 大西 政明
理事 鈴木 靖
同 根本 浩一
同 矢田 智子
同 松岡 洋子
同 高階 由香里
同 堀井 淳子
監事 村岡 正巳
同 松宮 剛
同 小西 康雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員 0 円
賛助会員 個人 0 円
団体 0 円
 - (2) 会費 正会員 月額 3,000 円
賛助会員 個人 1 口 3,000 円 (1 口以上)
団体 1 口 3,000 円 (1 口以上)

附則

この定款は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(法改正に伴う第 54 条第 2 項の追加による変更 (平成 29 年 6 月 4 日 総会決議))

この定款は令和 6 年 8 月 30 日から施行する。(令和 6 年 6 月 2 日 総会決議)

令和5年度事業報告書

NPO 法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

1 事業の成果

令和3年度まで、新型コロナウイルス感染防止対策のため事業の大半の実施を中止せざるを得ませんでした。令和4年度からは感染防止対策への配慮を行いながら活動を再開し、この令和5年度は、下記①演奏活動事業の訪問演奏を除いた全事業について実施し、広く一般市民に対して、アマチュアオーケストラとしての演奏活動や音楽に関する生涯学習を提供する事業及び音楽愛好者を増やす事業を行うことにより、文化・芸術活動の振興に寄与する一助となりました。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 演奏活動事業

ア 第42回コンサート

- ・内容 オーケストラによる演奏会

指揮 山上 純司

プログラム シューベルト ロザムンデ序曲
シューベルト 交響曲第7番「未完成」
ブラームス ヴァイオリン協奏曲ニ長調 作品77
ヴァイオリン独奏 小野 唯

アンコール

ブラームス ヴァイオリン協奏曲第3楽章より抜粋

- ・日時 令和6(2024)年2月25日(日) 午後1時30分開演
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館大ホール
- ・従事者人員 67人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民 854人
- ・支出額 2,857,634円
内訳 コンサート 1,859,677円
練習費用 997,957円

イ 第11回アンサンブル発表会

- ・内容 小編成によるアンサンブル演奏
- ・日時 令和5年10月15日(日)
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館小ホール
- ・従事者人員 28人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民 35人
- ・支出額 75,773円

ウ 訪問演奏

- ・内容 福祉施設等での訪問演奏(小編成によるアンサンブル演奏)
- ・日時 -
- ・場所 -
- ・従事者人員 -人
- ・対象者 者 -人
- ・支出額 -円

※令和3年度以降に引き続き、令和5年度においても練習も含めて活動は行いませんでした。

② 音楽に関する生涯学習事業

ア 第5期 ヴァイオリン教室

- ・内容 講師を招いて初心者のためのヴァイオリン教室を開催
- ・日時 通年（毎月3回/年34回） 火曜日 午前10時～12時
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館
- ・従事者人員 4人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民12人
- ・支出額 554,338円

③ 音楽愛好者の層を広げるための支援事業

第42回コンサートのチケット全売上金で助成

ア 視聴覚に障害のある方の音楽参加を支援する県内の公益的な団体を支援する事業

- ・内容 盲導犬・補助犬等の飼育・訓練・貸出を以て、障害者の音楽鑑賞のための外出支援をしている神奈川県内の公益的な団体へ助成金。
- ・日時 令和6年3月14日（木）
- ・場所 法人事務所
- ・従事者人員 6人
- ・対象 公益財団法人日本補助犬協会
- ・支出額 143,000円

イ 弦楽器を必要とする青少年を支援する事業

- ・内容 湘南地区近隣の高等学校等の弦楽器を必要とする部活動への助成
- ・日時 令和6年3月8日（金）
- ・従事者人員 6人
- ・対象 神奈川県立秦野高等学校
- ・支出額 現物寄附25万円相当（チェロ 1セット）※セット…本体、弓、ケース

令和4年度事業報告書

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

1 事業の成果

令和3年度まで、新型コロナウイルス感染防止対策のため事業の大半の実施を中止せざるを得ませんでした。令和4年度からは感染防止対策への配慮を行いながら活動を再開し、下記①演奏活動事業の訪問演奏を除いた全事業について実施し、広く一般市民に対して、アマチュアオーケストラとしての演奏活動や音楽に関する生涯学習を提供する事業及び音楽愛好者を増やす事業を行うことにより、文化・芸術活動の振興に寄与する一助となった。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 演奏活動事業

ア 第41回コンサート

- ・内容 オーケストラによる演奏会

指揮 河野 真士

プログラム モーツァルト : ピアノ協奏曲 第23番イ長調作品488
ピアノ独奏 土屋久美子

モーツァルト : ヴァイオリン協奏曲 第3番ト長調作品216
ヴァイオリン独奏 小野 唯

モーツァルト 交響曲 第39番変ホ長調作品543

アンコール

モーツァルト 交響曲39番より第3楽章

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、演奏者人数が少ない編成の曲へプログラムを変更して実施

- ・日時 令和5(2023)年2月26日(日) 午後1時30分開演
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館大ホール
- ・従事者人員 67人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民 861人
- ・支出額 2,722,701円
内訳 コンサート 1,785,200円
練習費用 937,501円

イ 第10回アンサンブル発表会

- ・内容 小編成によるアンサンブル演奏
- ・日時 令和4年10月9日(日)
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館小ホール
- ・従事者人員 36人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民 50人
- ・支出額 67,785円

ウ 訪問演奏

- ・内容 福祉施設等での訪問演奏(小編成によるアンサンブル演奏)
- ・日時 -
- ・場所 -
- ・従事者人員 -人

- ・対象者 者 -人
 - ・支出額 -円
- ※令和3年度に引き続き令和4年度においても練習も含め、行いませんでした。

② 音楽に関する生涯学習事業

ア 第5期 ヴァイオリン教室

- ・内容 講師を招いて初心者のためのヴァイオリン教室を開催
- ・日時 通年（毎月3回/年34回） 火曜日 午前10時～12時
- ・場所 茅ヶ崎市民文化会館
- ・従事者人員 4人
- ・対象者 茅ヶ崎市民及び近隣住民12人
- ・支出額 535,898円

③ 音楽愛好者の層を広げるための支援事業

第41回コンサートのチケット全売上金で助成

ア 視聴覚に障害のある方の音楽参加を支援する県内の公益的な団体を支援する事業

- ・内容 盲導犬・補助犬等の飼育・訓練・貸出を以て、障害者の音楽鑑賞のための外出支援をしている神奈川県内の公益的な団体へ助成金。
- ・日時 令和5年3月14日（火）
- ・場所 法人事務所
- ・従事者人員 8人
- ・対象 公益財団法人日本補助犬協会
- ・支出額 153,000円

イ 弦楽器を必要とする青少年を支援する事業

- ・内容 湘南地区近隣の高等学校等の弦楽器を必要とする部活動への助成
- ・日時 令和5年1月18日（水）、令和5年3月6日（月）
- ・場所 法人事務所
- ・従事者人員 8人
- ・対象 神奈川県立秦野高等学校
- ・支出額 現物寄附25万円相当（コントラバス1台、ヴィオラ1台及びヴァイオリン2台）

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	694,500		
賛助会員受取会費	372,000		
受取入会金	4,500	1,071,000	
【受取寄附金】			
受取寄附金		1,714,200	
【事業収益】			
事業 収益		1,073,000	
【その他収益】			
受取 利息	113		
雑 収 益	73,680	73,793	
経常収益 計			3,931,993
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
事業 支出	393,000		
業務委託費	18,250		
諸 謝 金	2,069,400		
印刷製本費(事業)	72,109		
会 議 費(事業)	12,458		
旅費交通費(事業)	303,321		
通信運搬費(事業)	6,632		
消耗品 費(事業)	7,337		
施設使用料(事業)	749,810		
接待交際費(事業)	180,530		
リース料(事業)	46,950		
租税 公課(事業)	600		
支払手数料(事業)	1,430		
雑 費(事業)	18,918		
その他経費計	3,880,745		
事業費 計		3,880,745	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
印刷製本費	800		
旅費交通費	4,610		
通信運搬費	32,916		
消耗品 費	39,328		
施設使用料	8,130		
接待交際費	27,870		
保 険 料	2,048		
諸 会 費	4,000		
租税 公課	70,000		
支払手数料	5,179		
その他経費計	194,881		
管理費 計		194,881	
経常費用 計			4,075,626
当期経常増減額			△ 143,633
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 143,633
当期正味財産増減額			△ 143,633

活動計算書

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

[税込] (単位: 円)
自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

前期繰越正味財産額

7,719,113

次期繰越正味財産額

7,575,480

貸借対照表

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受金	107,710
現金	54,513	流動負債計	107,710
普通預金	861,511	負債合計	107,710
定期預金	1,001,010	正味財産の部	
現金・預金計	1,917,034	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	7,719,113
前払費用	460,810	当期正味財産増減額	△ 143,633
その他流動資産計	460,810	正味財産計	7,575,480
流動資産合計	2,377,844	正味財産合計	7,575,480
【固定資産】			
(有形固定資産)			
特定資産	5,305,346		
有形固定資産計	5,305,346		
固定資産合計	5,305,346		
資産合計	7,683,190	負債及び正味財産合計	7,683,190

財 産 目 録

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	54,513
普通 預金	861,511
三菱UFJ銀行	(817,111)
スルガ銀行	(44,400)
定期 預金	1,001,010
三菱UFJ銀行	(1,001,010)
現金・預金 計	1,917,034

(その他流動資産)

前払 費用	460,810
その他流動資産 計	460,810

流動資産合計

2,377,844

【固定資産】

(有形固定資産)

特定資産	5,305,346
有形固定資産 計	5,305,346

固定資産合計

5,305,346

資産の部 合計

7,683,190

《負債の部》

【流動負債】

前 受 金	107,710
-------	---------

流動負債 計	107,710
--------	---------

負債の部 合計

107,710

正味財産

7,575,480

活動計算書

[税込] (単位: 円)

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	794,000	
賛助会員受取会費	471,000	
受取入会金	21,000	1,286,000

【受取寄附金】

受取寄附金		1,154,380
-------	--	-----------

【事業収益】

事業収益		1,002,000
------	--	-----------

【その他収益】

受取利息	110	
雑収益	1,114,480	1,114,590

経常収益計

4,556,970

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

事業支出	403,000	
業務委託費	13,500	
諸謝金	2,049,800	
印刷製本費(事業)	72,945	
楽譜代(事業)	137,327	
旅費交通費(事業)	219,962	
通信運搬費(事業)	10,270	
消耗品費(事業)	47,092	
施設使用料(事業)	604,960	
接待交際費(事業)	93,995	
リース料(事業)	12,300	
租税公課(事業)	800	
支払手数料(事業)	1,045	
外注費	39,000	
雑費(事業)	23,388	
その他経費計	3,729,384	

事業費計

3,729,384

【管理費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

印刷製本費	678	
旅費交通費	4,390	
通信運搬費	40,594	
消耗品費	54,011	
施設使用料	820	
接待交際費	25,000	
保険料	1,890	
諸会費	4,000	
租税公課	70,200	
支払手数料	5,551	
その他経費計	207,134	

管理費計

207,134

経常費用計

3,936,518

当期経常増減額

620,452

【経常外収益】

経常外収益計		0
--------	--	---

【経常外費用】

経常外費用計		0
--------	--	---

税引前当期正味財産増減額

620,452

活動計算書

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団

[税込] (単位: 円)
自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

当期正味財産増減額	620,452
前期繰越正味財産額	<u>7,098,661</u>
次期繰越正味財産額	<u><u>7,719,113</u></u>

貸借対照表

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		流動負債 計	0
現 金	101,351	負債合計	0
普通 預金	1,193,950	正 味 財 産 の 部	
定期 預金	1,000,992	【正味財産】	
現金・預金 計	2,296,293	前期繰越正味財産額	7,098,661
(その他流動資産)		当期正味財産増減額	620,452
前払 費用	382,260	正味財産 計	7,719,113
その他流動資産 計	382,260	正味財産合計	7,719,113
流動資産合計	2,678,553		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
特定資産	5,040,560		
有形固定資産 計	5,040,560		
固定資産合計	5,040,560		
資産合計	7,719,113	負債及び正味財産合計	7,719,113

財 産 目 録

NPO法人 湘南フィルハーモニー管弦楽団
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	101,351
普通 預金	1,193,950
三菱UFJ銀行	(1,017,653)
スルガ銀行	(176,297)
定期 預金	1,000,992
三菱UFJ銀行	(1,000,992)
現金・預金 計	<u>2,296,293</u>

(その他流動資産)

前払 費用	<u>382,260</u>
その他流動資産 計	<u>382,260</u>

流動資産合計

2,678,553

【固定資産】

(有形固定資産)

特定資産	<u>5,040,560</u>
有形固定資産 計	<u>5,040,560</u>

固定資産合計

5,040,560

資産の部 合計

7,719,113

《負債の部》

【流動負債】

流動負債 計

負債の部 合計	<u>0</u>
---------	----------

正味財産

7,719,113